

一般社団法人日本ゴールボール協会
公認審判員制度運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、ゴールボール競技における審判員制度の適正な運営を図るため、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「協会」という）に設置する公認審判員制度運営委員会（以下、「審判委員会」という）の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 協会は、ゴールボール競技における審判員（以下、「審判員」という）の育成及び審判員認定試験の実施等に関する業務を行うため、審判委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 審判委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ① 審判員の登録、更新手続き及び名簿管理
- ② 審判員認定試験の企画、実施及び認定
- ③ 審判員認定試験の昇級に関する審査
- ④ 審判員の活動状況の把握
- ⑤ ゴールボールの練習会、合宿情報の提供
- ⑥ 審判員制度の改善および運用に関する検討
- ⑦ その他、審判員の資質向上に必要な事項

2 審判委員会は、別の規程で定める審判員認定試験、オフィシャルクリニック及びレフェリークリニックの実施、その他一部の所掌事務を審判員に委任することができる。

3 審判委員会は、前項の規定にかかわらず、審判員の登録および更新手続、審判員認定試験の認定および昇級に関する審査を直接行うものとし、他の者に委任することはできない。

(構成)

第4条 審判委員会は、次に掲げる正会員のうち、5名以上7名以内をもって構成する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 1名
- ③ 委員 3名以上5名以内

(委員の選任)

第5条 委員長は、理事会が任命する。副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て任命する。

2 審判委員会は、審判員資格を有する者及び有しない者の双方で構成しなければならない、委員の内、少なくとも各1名以上は審判員資格を有する者及び有しない者とする。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審判委員会の会議（以下、「会議」とする）は、委員長が必要と認めたとき、または委員の過半数の請求があったときに開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席した委員の過半数の同意をもって議決する。尚、可否同数の場合は委員長の決するところとなる。

3 やむを得ず会議に出席できない委員は、あらかじめ電磁的方法により意見を提出することができる。この場合、当該委員は出席者とみなす。

4 会議を開催する場合は、委員長は、会議の日時、場所および議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(報告及び連携)

第8条 委員会は、その活動状況及び審議結果を協会に報告し、必要に応じて他の委員会または関係機関と連携するものとする。

附 則

この規程は、令和8年7月13日から施行する。